

測量作業共通仕様書

岐 阜 県

農政部・林政部・県土整備部・都市建築部

| | | |
|------|---|------------------|
| | 技第 197 号 | 昭和 62 年 2 月 25 日 |
| 一部改正 | 技第 379 号 | 平成 2 年 10 月 6 日 |
| | 技第 281 号 | 平成 8 年 3 月 29 日 |
| | 基整第 800 号 | 平成 14 年 3 月 25 日 |
| 一部改正 | 農計第 222 号, 林第 227 号, 技第 192 号 | 平成 18 年 6 月 29 日 |
| 一部改正 | 農計第 251 号, 林第 223 号, 技第 244 号, 都政第 178 号 | 平成 19 年 6 月 15 日 |
| 一部改正 | 農計第 158 号, 林第 213 号, 技第 229 号, 都政第 130 号 | 平成 20 年 6 月 6 日 |
| 一部改正 | 農計第 665 号, 林第 264 号, 技第 286 号, 都政第 154 号 | 平成 21 年 6 月 26 日 |
| 一部改正 | 農計第 180 号, 林第 269 号, 技第 178 号, 都政第 182 号 | 平成 22 年 6 月 30 日 |
| | 一部改正 農整第 403 号, 林第 294 号, 技第 256 号 | 平成 23 年 7 月 21 日 |
| | 一部改正 農整第 306 号, 林第 215 号, 技第 177 号 | 平成 24 年 7 月 1 日 |
| | 一部改正 農整第 524 号, 林第 279 号, 技第 335 号 | 平成 25 年 9 月 30 日 |
| 一部改正 | 農整第 970 号, 林第 521 号, 技第 845 号, 都政第 529 号 | 平成 27 年 3 月 16 日 |
| 一部改正 | 農整第 317 号, 林第 223 号, 技第 331 号, 都政第 202 号 | 平成 28 年 7 月 1 日 |
| 一部改正 | 農整第 277 号, 林第 199 号, 技第 267 号, 都政第 173 号 | 平成 29 年 7 月 1 日 |
| 一部改正 | 農整第 1286 号, 林第 309 号, 技第 274 号, 都政第 268 号 | 令和 2 年 7 月 30 日 |
| 一部改正 | 農整第 494 号, 林第 240 号, 技第 282 号, 都政第 220 号 | 令和 4 年 8 月 19 日 |
| 一部改正 | 農整第 640 号, 林第 325 号, 技第 430 号, 都政第 291 号 | 令和 5 年 9 月 26 日 |
| 一部改正 | 農整第 609 号, 林第 360 号, 技第 312 号, 都政第 285 号 | 令和 6 年 7 月 30 日 |

測量作業共通仕様書

目 次

| | | |
|---------|-------------|-----|
| 第 101 条 | 適 用 | 測-1 |
| 第 102 条 | 用語の定義 | 測-1 |
| 第 103 条 | 受発注者の責務 | 測-3 |
| 第 104 条 | 業務の着手 | 測-3 |
| 第 105 条 | 業務の実施 | 測-4 |
| 第 106 条 | 測量の基準 | 測-4 |
| 第 107 条 | 設計図書の支給及び点検 | 測-4 |
| 第 108 条 | 監督員 | 測-4 |
| 第 109 条 | 管理技術者等 | 測-4 |
| 第 110 条 | 担当技術者 | 測-5 |
| 第 111 条 | 提出書類 | 測-5 |
| 第 112 条 | 打合せ等 | 測-6 |
| 第 113 条 | 業務計画書 | 測-6 |
| 第 114 条 | 資料等の貸与及び返却 | 測-7 |
| 第 115 条 | 関係官公庁への手続き等 | 測-7 |
| 第 116 条 | 地元関係者との交渉等 | 測-7 |
| 第 117 条 | 土地への立入り等 | 測-8 |
| 第 118 条 | 成果物の提出 | 測-8 |
| 第 119 条 | 関連法令及び条例の遵守 | 測-8 |
| 第 120 条 | 検 査 | 測-8 |
| 第 121 条 | 修 補 | 測-9 |
| 第 122 条 | 条件変更等 | 測-9 |

| | | |
|-------|-----------------------|------|
| 第123条 | 契 約 変 更 | 測-9 |
| 第124条 | 履行期間の変更 | 測-10 |
| 第125条 | 一 時 中 止 | 測-10 |
| 第126条 | 発注者の賠償責任 | 測-10 |
| 第127条 | 受注者の賠償責任等 | 測-10 |
| 第128条 | 部 分 使 用 | 測-11 |
| 第129条 | 再 委 託 | 測-11 |
| 第130条 | 成果品の使用等 | 測-11 |
| 第131条 | 守 秘 義 務 | 測-11 |
| 第132条 | 個人情報の取扱い | 測-12 |
| 第133条 | 安全等の確保 | 測-13 |
| 第134条 | 臨 機 の 措 置 | 測-14 |
| 第135条 | 履 行 報 告 | 測-14 |
| 第136条 | 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 | 測-14 |
| 第137条 | 行政情報流出防止対策の強化 | 測-14 |
| 第138条 | 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 | 測-16 |
| 第139条 | 保険加入の義務 | 測-16 |